主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人神道寛次の上告趣意(後記)は、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を精査しても同四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により主文のとおり決定する。

この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年四月一二日

最高裁判所第一小法廷

治	竹	田	澤	裁判長裁判官
		野	眞	裁判官
	悠	藤	燕	裁判官
	≡	松	岩	裁判官